

水産流通の適正化推進会議 (第2回)

日時：令和6年10月3日(木)

14時00分～16時00分

場所：水産庁 中央会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 水産流通適正化制度(特定第二種水産動植物)をめぐる状況と課題について

① 現行制度の施行等の状況と課題について

② 特定第二種水産動植物における対象魚種等の検証について

③ 海外におけるIUU漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について

④ その他

(2) 意見交換

(3) その他

3. 閉 会

水産流通の適正化推進会議(第2回) 出席者名簿

【委員】

	氏名	所属・役職	出欠
1	池上 長志	双日株式会社リテール・コンシューマーサービス本部リテール事業第二部 部長代理	出席
2	植松 周平	WWFジャパン気候エネルギー自然保護室海洋水産グループ IUU漁業対策マネージャー	出席
3	浦和 栄助	東京都水産物卸売業者協会 専務理事	出席
4	瀧波 憲二 (高山 智)	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務 (北海道漁業協同組合連合会漁政部 専任部長)	代理出席
5	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事専務	出席
6	長岡 英典 (中條 新治)	大日本水産会 常務 (大日本水産会魚食普及推進センター センター長)	代理出席
7	長谷川 新	宮城県水産林政部 副部長	WEB
8	花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役	出席
9	濱田 武士	北海学園大学 教授	出席
10	松田 建作	三菱商事株式会社水産部事業戦略チーム マネージャー	出席
11	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事	出席
12	湯山 一樹	株式会社イトーヨーカ堂鮮魚部 シニアスーパーバイザー	出席
13	横田 繁夫	全国水産物卸組合連合会 常任理事	出席
14	吉田 猛	一般社団法人全国水産卸協会 会長	出席

【行政】

藤田 仁司	水産庁 次長	出席
河南 健	水産庁 漁政部長	出席
中平 英典	水産庁 加工流通課長	出席
古川 智香子	水産庁加工流通課 水産流通適正化推進室長	出席
鈴木 信一	水産庁国際課 かつお・まぐろ漁業室長	出席
大森 亮	水産庁漁場資源課 生態系保全室長	出席

水産流通の適正化推進会議 (第2回)

令和6年10月
水産庁加工流通課

水産流通の適正化推進会議における議題

(全3回)

**第1回 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物）をめぐる状況と課題について
（9月6日開催済み）**

**第2回 水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物）をめぐる状況と課題について
（本日）**

**第3回 議論の取りまとめ（水産流通の適正化の更なる推進に向けた今後の
対応方向について）
（10月21日開催予定）**

※ 第3回の会議日程につきましては、今後
変更があり得ます。

水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物）をめぐる状況と課題について

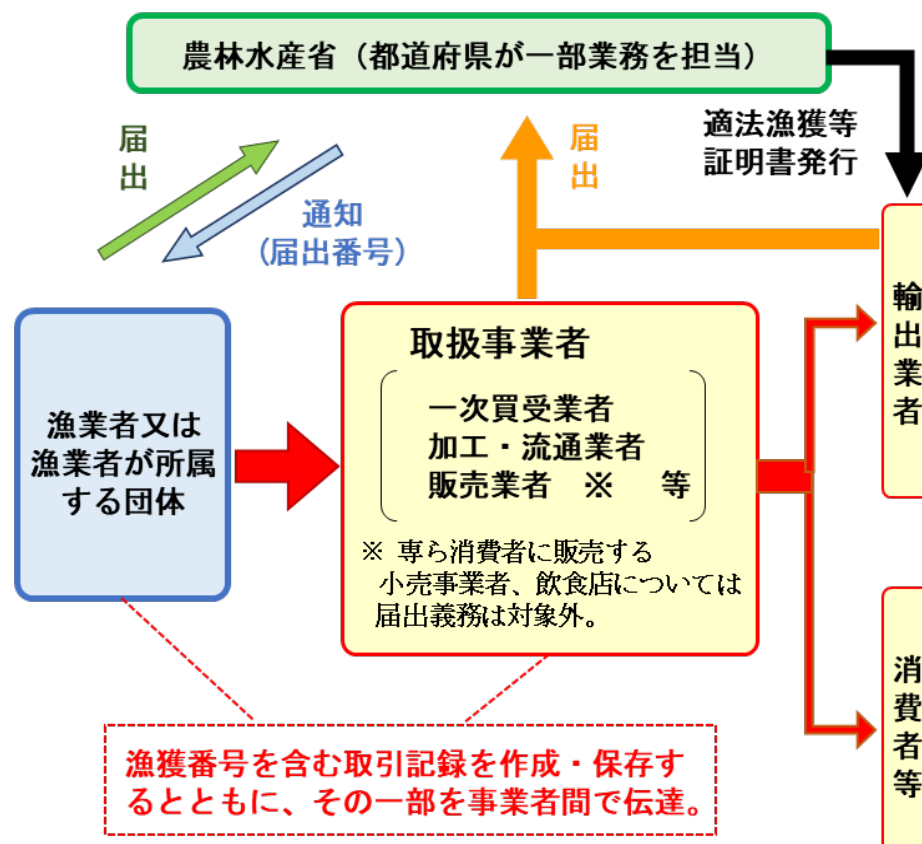
- I. 現行制度の施行等の状況と課題について
- II. 特定第二種水産動植物における対象魚種等の検証について
- III. 海外におけるIUU漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について
- IV. その他

I . 現行制度の施行等の状況と課題について

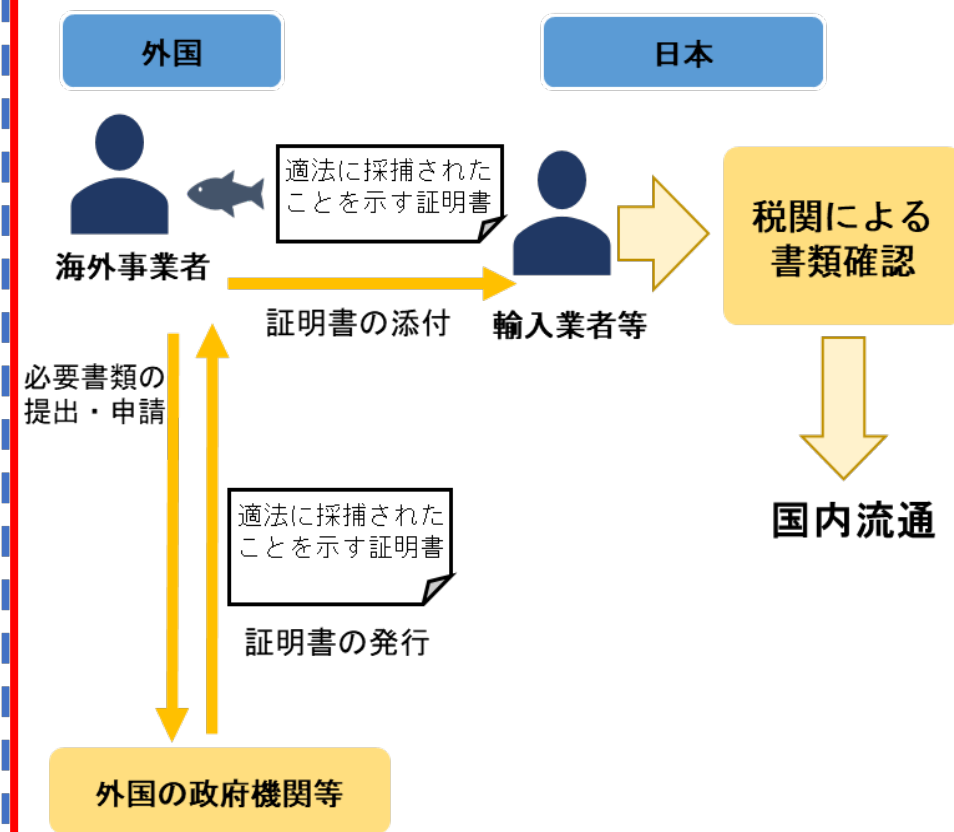
(1) 現行の水産流通適正化制度の概要 (全体像)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種（特定第一種水産動植物：アワビ、ナマコ、シラスウナギ。シラスウナギは令和7年12月から適用）について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。
- 国際的なIUU漁業防止の観点から本法による輸入規制を講じる必要のある魚種（特定第二種水産動植物：サバ、サンマ、マイワシ、イカ）等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



(1) 水産流通適正化制度の概要（特定第二種水産動植物等関係）

法令で義務付けられている主な事項等（特定第二種水産動植物等関係）

○ 輸入時における適法採捕証明書の添付義務（法第11条、省令第25条）

- ・ 特定第二種水産動植物等（サバ、サンマ、マイワシ、イカ及びこれらの加工品）を輸入する場合は、**適法採捕を証する外国の政府機関発行の証明書（適法採捕証明書）等を添付**

① 適法採捕証明書（省令第25条第1項）

採捕漁船が**旗国の有効な漁業許可を有していること及び沿岸国又は国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを証する採捕漁船の旗国の政府機関により発行**された証明書で、省令規定事項が記載されているもの

※ 省令規定事項：発行政府機関、採捕漁船、輸入物品、水産資源の適切な保存及び管理のための措置、輸出入者、輸送等に係る情報

② 加工申告書・保管申告書（省令第25条第3項）

第三国経由で輸入する場合に、当該第三国で加工又は積替え・保管したことを証する当該第三国の政府機関等により発行された申告書で、省令規定事項が記載されているもの

※ 省令規定事項：加工前後の重量、原材料、輸送経路、積替日、輸送手段、保管の状況等に係る情報

ア 適法採捕証明書の発行に向けては、**輸入元の各国との間で、当該国等の資源管理措置の確認や、証明書の様式（上記省令記載事項が適切に盛り込まれているか）等についての協議が必要。**

イ 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を**第三国経由で輸入又は第三国に一旦輸出して加工した上で日本に輸入する場合は、日本が適法採捕証明書を発行することが必要。**

③ 宣誓書（省令第25条第5項等）

輸入元の国等との間の協議が継続中等のやむを得ない理由により当該国等から証明書が発行されない場合に、輸入業者が必要事項を記載し、水産庁が確認・署名した書類（当該確認等には採捕漁船情報等に係る書類の提出が必要）

○ **宣誓書対応とする国等の決定、宣誓書についての確認・署名が必要。**

(2) 水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物等関係）のレビュー (①・②のア 適法採捕証明書等の発行に向けた二国間協議関係)

制度開始前の主な課題

- 特定第二種水産動植物の対象品目の最近の輸入元の国等との間の二国間協議を適切に行い、より多くのこれらの国等について、本制度に基づく輸入がされるようにすること

現在までの状況

- **対象4魚種の輸入実績（制度開始時前の2018-21年）のあった55の国・地域や、それ以外で協議の申し出があった9の国・地域の計64の国・地域と順次、二国間協議を実施。**
- 二国間協議を実施した**64**の国・地域のうち、
 - ・ 協議完了 : **48** (2021年の輸入金額(4魚種全体)の**シェア97%**)
 - ・ 協議継続中 : **9** (うち、近年輸入実績はないが、先方から協議の申し出があった国等 : 5)
 - ※ 制度実施に向けた協議が継続中であることから、宣誓書により輸入可能
 - ・ その他 : **7** (協議に向けたコンタクトに応じない、資源管理措置が確認できない等の国 (アラブ首長国連邦、イエメン、セネガル、ソマリア、バーレーン、ブラジル、モーリタニア))

現状の評価と今後の対応方向

- 制度開始直前の輸入実績ベースで**9割以上の国等との協議が完了**しており、また、協議が継続中で宣誓書により輸入が可能となっている国等も含めると、**大半の輸入実績国等との間で本制度に基づく輸入が実施**されていると評価できる。
- 引き続き、**協議継続中の国等との協議を精力的に行っていく。**
- 他方、後述(13頁～)するように、**様式の協議が完了した国等との間でも、証明書が適切に発行されない等の問題が一部発生**していることから、**該当国等との追加の協議を随時実施**していく。

以下のような例も発生しており、二国間協議により、適正な証明書発行体制を確認していくことが必要。

Catch Certificate

- ・確認時点において、IMO番号は不存在。
- ・船名は存在するものの、コールサインと対応せず。

事業者からの事前確認
依頼により判明し、未
然に輸入を防いだ。

（２）水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物等関係）のレビュー

（①・②のイ 我が国による適法採捕証明書の発行関係）

制度開始前の主な課題

- 我が国による適法採捕証明書の発行が必要となる「国産原魚を第三国へ輸出・加工し、当該加工品を日本に再輸入する場合」は、相当な件数の発生が予想されることから、証明書の発行を迅速に行い、円滑な国際流通との制度の両立を図ること。
- その際、適法採捕証明書の交付申請には、採捕から第三国への輸出までの各流通段階での取引記録の写し等の書類が必要になるとともに、輸出業者のみならず産地段階の関係者や輸送業者の記載が必要な箇所もあることから、これら多数の関係者への制度の周知が十分に行われるようにするとともに、交付申請のための準備作業が円滑に行われるようにすること。

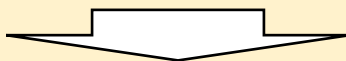
現在までの状況

- 我が国が発行する適法採捕証明書の交付枚数は**1, 429件**※（令和4年12月1日からの累積）で、**年800～1,000件のペース。**
※令和6年7月31日現在
- 多くは、東南アジアの加工国（タイ、ベトナム、フィリピン等）に、冷凍のサバ・イワシを輸出し、缶詰等に加工して再輸入するケース。
- 適法採捕証明書は、産地段階の関係者と輸出業者等の署名が必要な箇所があり（11頁参照）、関係各事業者の負担が多いとともに、現状では電子化が困難であり、受付・交付は、現在全て紙ベースで実施している。
- 他方、詳細な情報が必要な産地段階の情報を産地市場が取りまとめられるルールなど効率的な証明書発行に向けたルールも整備。



現状の評価と今後の対応方向

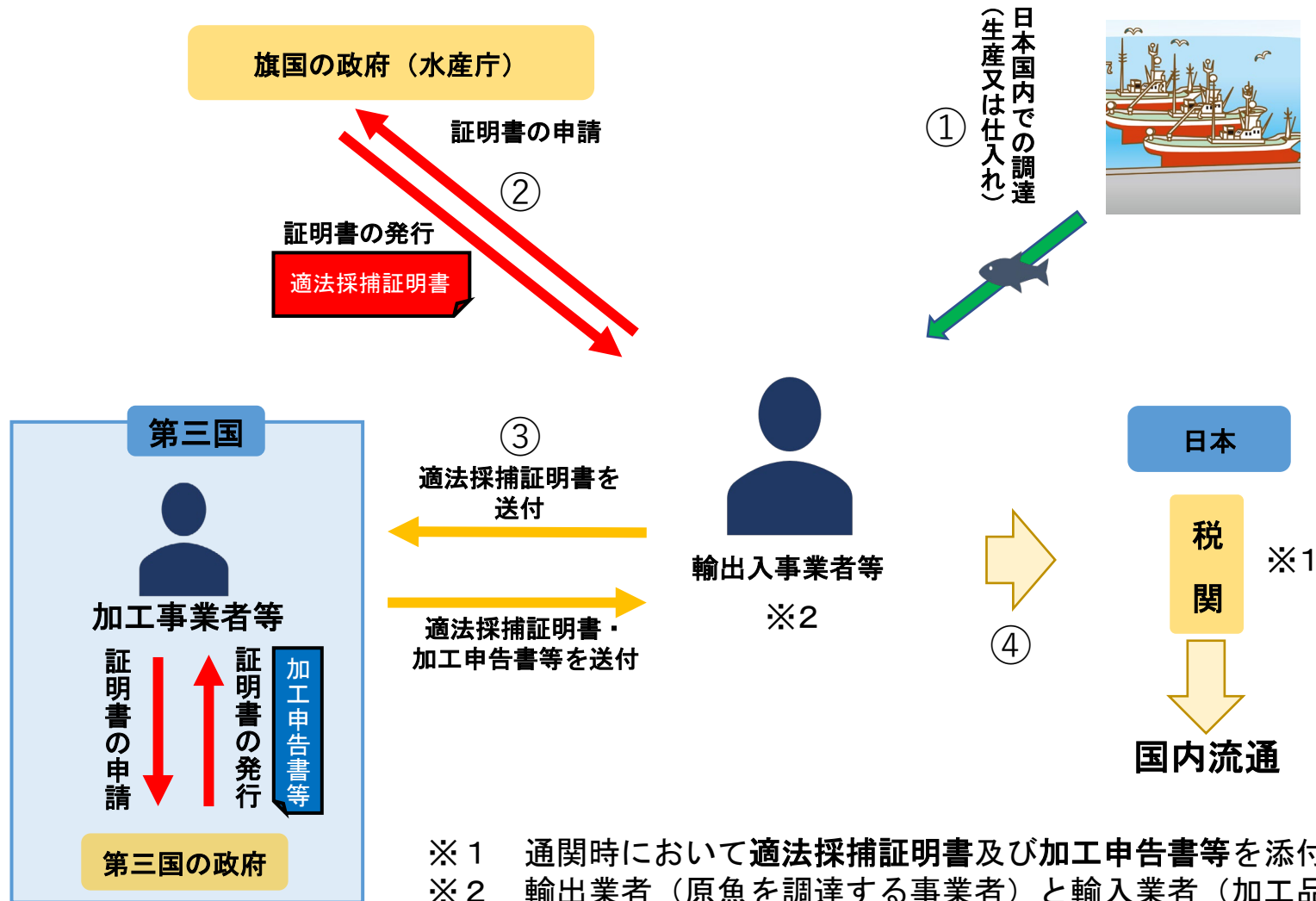
- 制度開始前の周知や効率的な証明書発行に向けたルール整備に努めたほか、大半が冷凍品を輸出して加工して我が国に再輸入するケースであるため、**第三国への輸出時期に合わせて早めに申請する者がほとんど**となっており、現在までのところ、**証明書発行に大きな混乱は生じていない**。（証明書交付も署名済の原本受領から原則 2 ～ 3 営業日以内の交付を実現。）
- 他方、これまでは、水産流通適正化法の施行日（令和 4 年 12 月 1 日）前に漁獲・冷凍された制度対象外のものの輸出が多かったと考えられるものの、最近では、**当該施行日以降に漁獲された対象水産物の輸出に置き換わってきており、今後は証明書の交付申請数の更なる増加が予想される**。



- **引き続き、迅速な証明書の交付に努める**とともに、今後の発行数増や関係各事業者の負担軽減の観点から、現状紙ベースでしか作成が困難な証明書について、国際的な証明書電子化の動向等も踏まえつつ、**電子的な署名方式の導入等の電子化の検討を進めていく**。

（日本漁船が採捕した原魚を海外（第三国）で加工し日本に輸入する場合の流れ）

- 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を第三国経由で輸入又は第三国に一旦輸出して加工した上で日本に輸入する場合には、旗国の政府機関（水産庁）が発行する適法採捕証明書及び第三国（加工地）政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



(我が国が発行する適法採捕証明書のうち署名が必要な箇所)

(a) 認証当局/Validating authority	
文書番号/Document number :	認証当局の名称/Name of validating authority : 水産庁/Fisheries Agency
担当官名/役職/Name and title of official :	認証当局の住所/Address of the authority : 東京都千代田区霞が関 1-2-1 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
(b) 漁船の情報: 別途の資料を添付して本項目の情報を記載することも可/Fishing vessel information : Information on this section may be annexed as a separate document	
漁船名/Fishing vessel name :	船籍の母港/登録番号/Home port and registration number :
漁業免許番号/免許対象漁獲種別 / Fishing license No./Fishing type :	インマルサット番号/FAX 番号/電話番号/メールアドレス (記載できる場合) /Inmarsat No. / Fax No. / Telephone No. / E-mail address (if possible) :
(c) 製品情報/Product information	
製品の説明 (冷凍又は冷蔵の別) /Description of product :	船上加工の種類 (該当する場合) /Type of processing authorized on board (if applicable) :
魚種/Species :	製品の HS コード /HS code :
漁獲年月日/Catch dates :	推定生体重量(kg) /Estimated live weight (kg) :
推定水揚げ重量(kg) /Estimated weight to be landed (kg) :	検証水揚げ重量(kg) (該当する場合) /Verified weight landed (kg) (if applicable) :
(d) 漁獲水域: 適当な欄にチェック/Catch area : Put a check mark to the appropriate box	
FAO コード/FAO Code :	☐ 18 (北極海) (Arctic Sea) ☐ 21 (大西洋、北西) (Atlantic, Northwest) ☐ 27 (大西洋、北東) (Atlantic, Northeast) ☐ 31 (大西洋、中西) (Atlantic, Western Central) ☐ 34 (大西洋、中東) (Atlantic, Eastern Central) ☐ 37 (地中海及び黒海) (Mediterranean and Black Sea) ☐ 41 (大西洋、南西) (Atlantic, Southwest)
☐ 47 (大西洋、南東) (Atlantic, Southeast) ☐ 48 (大西洋、南極) (Atlantic, Antarctic) ☐ 51 (インド洋、西) (Indian Ocean, Western) ☐ 57 (インド洋、東) (Indian Ocean, Eastern) ☐ 58 (インド洋、南極) (Indian Ocean, Antarctic) ☐ 61 (太平洋、北西) (Pacific, Northwest) ☐ 67 (太平洋、北東) (Pacific, Northeast) ☐ 71 (太平洋、中西) (Pacific, Western Central)	☐ 77 (太平洋、中東) (Pacific, Eastern Central) ☐ 81 (太平洋、南西) (Pacific, Southwest) ☐ 87 (太平洋、南東) (Pacific, Southeast) ☐ 88 (太平洋、南極) (Pacific, Antarctic)

(d) 資源管理/Resource management	
適用される資源管理措置/Reference of applicable conservation and management measure : ○ 国内の資源管理措置/Domestic conservation and management measure : ☐ 漁船隻数の制限/Vessel number limit ☐ 漁船トン数の制限/Vessel tonnage limit ☐ 漁具の制限/Fishing gear restrictions ☐ 漁獲量制限/Catch limit ☐ 漁獲努力量制限/Catch effort limit ☐ 禁漁期間の設定/Closed season ☐ 禁漁区の設定/Closed area ○ RFMO の資源管理措置/RFMO's conservation and management measure : ☐ 漁船登録/Authorized vessel to fish ☐ 漁船隻数の制限/Vessel number limit ☐ 漁具の制限/Fishing gear restrictions ☐ 漁獲量制限/Catch limit ☐ 漁獲努力量制限/Catch effort limit ☐ 禁漁期間の設定/Closed season ☐ 禁漁区の設定/Closed area ○ その他の資源管理/Other conservation and management measure : ()	
(e) 漁船の船長/Master of fishing vessel	
船長の氏名/署名 (署名) 押印/Name of master of fishing vessel – Signature – Seal :	
(f) 海上転載の申告 (該当する場合) /Declaration of transshipment at sea (if applicable)	
漁船の船長の氏名/署名 (署名) 押印/Name of master of fishing vessel : 署名/年月日/Signature and date :	転載日/水揚げ場所/Transshipment date/area/position : 推定重量(kg) /Estimated weight (kg) :
転載を受けた船舶の船長の氏名/Master of receiving vessel : 署名 (署名) 押印/Signature :	船舶名/Vessel name : コールサイン: (発行されている場合) /Call sign (if issued) : IMO/Lloyds 番号 (発行されている場合) /IMO/Lloyd's number (if issued) :
(g) 港湾区域内転載の許可 (該当する場合) /Transshipment authorization within a port area (if applicable)	
担当官名/役職/Name and title of official :	当局名/Name of authority : 署名 (署名) 押印/Signature :
住所/Address of authority :	電話番号/Tel. :
水揚げ港/Port of landing :	水揚げ年月日/Date of landing : 押印/Seal (stamp) :
(h) 輸出業者/Exporter	
輸出業者名/住所/Name and address of exporter :	担当役職/署名 (署名) 押印/Title and signature of exporter : 年月日/Date : 押印/Seal (stamp) :
(i) 旗国当局の認証/Flag State authority validation	
担当官名/役職/Name and title of official :	署名 (署名) 押印/Signature : 年月日/Date : 押印/Seal (stamp) :
(j) 輸送の詳細 (別紙様式) /Transport details (see Annex)	

(k) 輸入業者の申告/Importer declaration				
輸入業者名/住所/Name and address of importer :	担当役職/署名 (署名) 押印/Title and signature of importer : 年月日/Date : 押印/Seal (stamp) :	製品の輸入統計品目番号/JPN import statistical code :		
第三国を経由した輸入に係る書類/Documents required for import via a third country :				
(l) 輸入管理当局/Import control authority				
(別紙様式/Annex)				
輸送の詳細/Transport details				
輸出国/Country of exportation :				
港湾/空港/その他の出発点/Port/airport/other place of departure :				
船名及び船籍/Vessel name and flag State :	コンテナ番号 (リストを添付) /Container number (s) (List attached) :	輸出業者の氏名 /Name of exporter :	輸出業者の住所 /Address of exporter :	担当役職/署名 (署名) 押印/Title and signature of exporter :
航空便/航空貨物運送状番号/Flight number/airway bill number :	運送トラックの登録国及び車体登録番号/Truck nationality and registration number :	鉄道貨物運送状番号/Railway bill number :	その他の運送書類/Other transport document :	

※ 本制度はEUの漁獲証明書制度をモデルとしており、証明書の記載事項はEUの漁獲証明書と同様である。

EUの漁獲証明制度は導入されてから10年以上が経過し、既に90ヶ国を超える国で広く受け入れられていることから、関係国政府や事業者は既に本漁獲証明書制度の運用については精通しているものと思料される。

赤丸で囲んだ箇所に各々の署名が必要

(2) 水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物等関係）のレビュー

(3) 宣誓書関係

制度開始後の主な課題

- 宣誓書の対応が必要な場合においても、宣誓書の確認・署名を迅速に行い、円滑な国際流通との制度の両立を図ること。
- 宣誓書対応はあくまで輸入元の国等から適法採捕証明書が発行されない場合における例外的な措置であるため、対象国等との二国間協議を適切かつ迅速に行い、そのような状況の早期の解消を進めていくこと。

現在までの状況

- 水産庁による宣誓書の確認・署名枚数は**849件**※¹（令和4年12月1日からの累積）で、**年300～1,000件のペース**。※1：令和6年7月31日現在
- 宣誓書の確認・署名枚数は**本年に入り増加傾向**※²。
※2：我が国が発行する適法採捕証明書の場合と同様に、これまでは、水産流通適正化法の施行日（令和4年12月1日）前に漁獲・冷凍された制度対象外のものの輸出が多かったと考えられるものの、最近では、当該施行日以降に漁獲された対象水産物の輸出に置き換わってきていることも一因と考えられる。
- 宣誓書対応の要件には当てはまらないケースも含め、**協議完了国等との間でも、適法採捕証明書が適切に発行されない等の問題が発生しており、13頁に記載のとおり、個別のケース毎に随時追加の二国間協議を行い、問題の解消に努めている。**

(適法採捕証明書が適切に発行されない等の事例と対応状況)

ケース① 適法採捕証明書等の言語に関する問題

- ・ **旗国の法令等**により、第三国を経由する際に、**英語以外の言語で適法採捕証明書が発行**された。
(適法採捕証明書は、我が国の税関での確認を可能とするため、原則として英語又は日本語での記載が必要。)
- **二国間協議の結果、旗国の輸出業者**において、**適法採捕証明書の英文翻訳を作成し添付**することとなった。

ケース② 協議完了後も当該協議結果に基づく適法採捕証明書等が発行されない問題

- ・ 適法採捕証明書の様式等に係る協議が完了し、当該協議の相手国等における適法採捕証明書等の発行が可能となっているにもかかわらず、**適法採捕証明書等が発行されない、又は、発行機関担当官からの誤った指摘を受けた。**
- **二国間協議を通じ、発行機関の認識を改めるよう要請**するとともに、その状況を直ちに是正することが困難と認められる場合には、**宣誓書対応を可能**とした。

ケース③ 旗国から第三国経由で輸入される場合に日本向けの適法採捕証明書が発行されない問題

- ・ 旗国から加工国への輸出時点では最終的に日本に仕向けるか不明なため、EU向けの漁獲証明書は発給されたが、旗国と我が国で定めた様式による適法採捕証明書の再発行は認められなかった。
- **当面宣誓書対応を可能**としたが、**二国間協議により、第三国で加工して日本に輸出される量が多い特定の魚種については、一律に日本向けの適法採捕証明書が発行されるよう相手国システムの改修に合意**した。



現状の評価と今後の対応方向

- 相手国との間での制度運用上様々な問題が発生しており、これらの問題に柔軟に対応できる本措置の活用が必要。
- 他方、本措置はあくまで例外的な措置であるため、協議継続中の国等との二国間協議を進めていくとともに、協議完了国等との個別の問題についても、引き続き協議を行い、根本的な問題解決を図っていくことが重要。

- 
- 引き続き、対象水産物の適正かつ円滑な国際流通の確保に向け、確認のための審査を適正に行いつつ（15頁参照）、必要に応じ、本措置を活用していく。
 - 旗国から第三国経由で輸入される場合に、輸出時点で最終的に日本に仕向けるか不明で日本向けの適法採捕証明書が発行されない問題については、問題が解消したケース以外でも発生しているため、証明書様式の可能な限りの他国との統一化も含め、運用の見直しを検討していく。

(宣誓書についての水産庁の主な確認状況)

宣誓書での対応が必要な理由が「政府間協議が継続中等の理由による水産流通適正化法第11条に基づく輸入時に必要な適法採捕証明書に代わる書類の運用について」(令和4年11月4日付け4水漁第1005号水産庁長官通知)2)に規定する事由に該当するかを確認

インボイスの番号の整合性を
確認

(別添紙) 水戸行簿添付番号：_____

〒030-8565 東京都中央区新富町一丁目1番1号
通信販売部宛に下記の宛先へ

2024年 7月 23日

森林水産大臣 殿

申請者 住居 _____
氏名 _____

「法人個人ともに」を記入の所在地、名称及び代表者の氏名

担当若き連絡先（代理申請含む）
会社名・担当者 _____
連絡先 TEL _____
Eメール _____

本貨物の輸入に当たり、「政府関係機関等からの理由による水産資源通商法第11条に基づく輸入時に必要な追加技術情報提供等に代わる書類の運用について(平成4年11月4日付外務省通商1005号外務大臣官庁通達)」に規定する事由があるため、必要書類を添付し、本貨物を輸出します。本貨物に含まれる特定第二種水産動植物等の詳細は下記のとおりであり、私は、当該特定第二種水産動植物等(加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物)が適法に採捕されたものであることを確認したことを宣言します。

輸入時のHSコードの
整合性を確認

Tracking No.
Security mark

**(《确保特定水生动物植物内流通和进口合法化法案》
第 11 条规定的第 (1) 类水生动物植物进出口证明)**

**Processing Statement of Class II Aquatic Animals and Plants under
Article 11 of the Act on Ensuring the Proper Domestic Circulation and Importation of
Specific Aquatic Animals and Plants**

我(我们)以上的渔业产品，(即：)，(以下)为通过以下合法途径进口的：
注：I confirm that the processed fishery product, FROZEN MACKEREL FILLET AND (以下)为通过以下合法途径进口的：
(以下)为通过以下合法途径进口的：

合法途径证明书号 (Certificate number)	Vessel (船名) (name)(in English)	Origin (产地) (country)	Catch (渔获物描述) (description)	Total (总重量) (total weight)(kg)	Catch (捕获量) (Precedent) (kg)	加工的产品 (Processed fishery product)(kg)
		BHUTAN INDONESIA	MACKEREL	52000	122	740

以上 Name and address of the processing place:

以上为名称和地址 (如不同加工工厂) Name and address of the exporter (if different from the processing plant):

加工工厂号码 Approval number of the processing plant:

加工工厂主人 Responsible person of the processing plant: 日期 Date:

签署者 Signature By the competent authority: 许可日期 Permit Date:

1 輸入する特定産品（種水産動物等）の製品情報

(1) 商標名、主成分
(2) 漁獲地名、FROZEN MACKEREL、FLEET KIRUM

(3) 産品名、種水産動物名 7,200,000g
(種水産動物名、種水産動物名と一致しない場合は動物の学名を記入)

(4) HSコード（4桁、5桁、6桁）
(5) インターネットの識別番号（黒い四角）

2 原料となる特定の国産（加工品）にあつては、その原材料である特定産品（種水産動物等）の製品情報
(1) 漁獲地名、ノルウェー

3 製品（原料）の国産品と同一の場合は当該国産品が当該国での加工の有無：
国産品の場合は「国産品」を記入

本所訂による確認
検 認 日： 年 月 日
担当官名/役職：
担当官署名： _____

製品の原料魚種名、使用数量の整合性を確認

確認書類⑤宣誓書

輸入数量の整合性を確認

[illegible]

採捕漁船の旗国、加工国の整合性を確認

確認書類④漁獲証明書

確認書類①理由書

[illegible]

確認書類③加工申告書

確認書類②製品輸入時のインボイス

CCの文書番号の整合性を確認

Ⅱ．特定第二種水産動植物における対象魚種等の 検証について

(1) 特定第二種水産動植物の指定基準等について（これまでの経緯）

特定第二種水産動植物の定義（水産流通適正化法第2条第4項）

我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの



令和3年8月の水産流通適正化制度検討会議では、水産動植物が上記定義に該当するかどうか判断するための基準である「**指定基準**」及びその基準に該当するかどうか具体的な判断基準である「**指定基準の指標**」として次頁のものを決定。



指定基準の指標、対象魚種については、施行から2年程度ごとに検証・見直しすることとされた。

(1) 特定第二種水産動植物の指定基準等について（現行の指定基準、指定基準の指標）

現行の指定基準、指定基準の指標（令和3年8月水産流通適正化制度検討会議決定）は以下のとおり。

※「→」以降が基準の指標

基準1：外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの

→ 旗国、沿岸国又は地域漁業管理機関においてIUU船舶リストが整理されているなど、IUU漁業の実態が報告されているもの

基準2：資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの

→ 以下のいずれかに該当するもの

- ① FAOの漁獲データにおいて2016～2018年の対象魚種の世界の平均漁獲量が、10年前となる2006～2008年の世界の平均漁獲量と比較して20%以上減少しているもの
- ② 我が国周辺海域において地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われているもの（※我が国のEEZ及び公海にまたがって存在する資源であって、NPFCによる資源管理が行われているもの）
- ③ 1kg当たり単価が高いもの：2010～2019年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,928円）以上の魚種

基準3：日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの

→ 輸入額が一定額以上（10億円）又は、輸入額が1億円以上で、過去3年間と比較して輸入額が20%以上増加したもの

基準4：法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの

→ 法執行に従事する政府関係者等の体制等を勘案して判断（※執行能力の観点から、他の制度でIUU漁業の抑止を目的とした輸入規制が行われているものは除外。）

(2) 特定第二種水産動植物の指定基準の指標の検証について

現行の指定基準の指標については、以下の点が課題として挙げられる。

基準 1 の指標について

- ・ 令和 3 年における指標該当性の検討に当たっては、スクリーニングを行った魚種の I U U 漁業実態の検証において、**米国の輸入監視制度の対象とされているか、WCPFC等の I U U 船舶リスト（対象魚種不明）の対象となっているかで判断している。**
 - 我が国同様の輸入監視制度を持つ EU、米国政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種について、できる限り具体的な I U U 漁業リスクの検討を実施すべきと考えられる。

基準 2 の指標について

- ・ 令和 3 年の検討に当たっては、②の指標について、NPFCによる資源管理が行われているものに限定しており、**我が国周辺海域の他の RFMO により資源管理が行われている資源が考慮されていない。**
 - 我が国周辺海域において資源管理措置が行われている WCPFC 等の管理対象種も考慮すべきと考えられる。また、①、③の指標についても現時点で入手可能な直近のデータで評価し直すべきと考えられる。

基準 4 の指標について

- ・ 令和 3 年の検討に当たっては、養殖物が輸入の大半を占めるものなど、**規制の実効性が低いものも除外しているが、指標に明確化されていない。**
 - 上記のような規制の実効性が低いものも、本指標に基づき除外することを明確化すべきと考えられる。

(令和3年8月の水産流通適正化制度検討会議の対象魚種スクリーニングの状況)

項目	我が国EEZ周辺で漁獲されるもの				特定水産動植物（漁業法）		
	サンマ	イカ	サバ	マイワシ	アワビ	ナマコ	シラス ウナギ
①IUU漁業が確認されている	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ ※1 米国 SIMP	○ ※1 米国 SIMP	○ ※2 米国 USITC
②漁獲量減少率が20%以上	○	○	×	○	○	×	不明
②我が国周辺海域にて 地域漁業管理機関(RMFO) 等による資源管理措置が行 われている	○	○	○	○	—	—	—
②1kg当たり単価 (円/kg)が高い	180	392	92	59	7,328	2,490	1,707,000
③輸入額が10億円以上 又は輸入額増加率が 20%以上	○	○	○	○	○	×	○
④他の制度で同様の 規制はない	○	○	○	○	○	○	○

※1 米国SIMPにおいて対象とされている。

※2 米国USITC(United States International Trade Commission)の調査においてIUU漁業が行われているとされている。

項目	国際的に幅広く漁獲されているもの											
	タラ類	ヒラメ・カレイ	カニ	タコ	エビ	サケ・マス	クロマグロ	ミナミマグロ	メバチ	キハダ	ビンナガ	カツオ
①IUU漁業が確認されている	○ ※1 米国SIMP	○ ※2	○ ※1 米国SIMP	○ ※3 米国USITC	○ ※1 米国SIMP	○ ※3 米国USITC	○ ICCAT	○ CCSBT	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4
②漁獲量減少率が20%以上	×	×	×	×	×	×	× ※5	× ※6	× ※7	× ※8	×	×
②我が国周辺海域にて地域漁業管理機(RMFO)等による資源管理措置が行われている	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×
②1kg当たり単価(円/kg)が高い	111	500	2,741	612	1,561	547	1,759	1,977	964	488	351	250
③輸入額が10億円以上又は輸入額増加率が20%以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④他の制度で同様の規制はない	○	○	× 規制有	○	○	○	× 規制有	× 規制有	× 規制有	× 規制有	○	○

※1 米国SIMPにおいて対象とされている。

※2 韓国において中国漁船の検挙実績あり。

※3 米国USITC(United States International Trade Commission)においてIUU漁業が行われているとされている。

※4 WCPFC、ICCAT等地域漁業管理機関においてIUU漁船リストは整理されているが、どの魚種を対象としているかどうかは明らかにはなっていない。(地域漁業管理機関に未登録の漁船が操業していることのみでもIUU漁船リストに掲載されるため、どの魚種を目的として操業しているかは不明である。)

※5 資源状況は、東大西洋では高位、西大西洋では中位、東部太平洋では低位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

※6 資源状況は、低位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

※7 資源状況は、大西洋では低位、インド洋では中位、東部太平洋では中位～低位、中西部太平洋では中位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

※8 資源状況は、大西洋では低位、インド洋では低位、東部太平洋では低位、中西部太平洋では中位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

(3) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について（検証手順）

(2) を踏まえ、今般の対象魚種の検証に当たっては、以下の手順で検討を行うこととする。

- 1 特定第二種水産動植物の定義から最も重要な指標と考えられる基準 1 の指標（I U U 漁業実態の報告状況）について、我が国同様の輸入監視制度を持つ E U、米政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種についてできる限り具体的に我が国に影響を与うる I U U 漁業リスクを検討する。



- 2 基準 2 ～基準 4 の指標の該当性について、(2) の課題も踏まえつつ、スクリーニングを行う。



- 3 1、2 の結果を踏まえ、対象魚種の方方向性について、次のように判断する。
 - ア 1 で高リスクと判断され、2 で全ての基準の指標に該当する魚種
→ 新たな対象魚種に指定する方向で検討
 - イ 1 で高リスクと判断されたものの、2 で一部の基準の指標にしか該当していない魚種、及び、1 で中程度のリスクと判断されたものの、2 で全ての基準の指標に該当する魚種
→ 今後も、リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視
 - ウ その他の魚種
→ 引き続き、既存の規制措置の実施状況も含めリスクの度合い等について関心を持って情報収集に努める

(3) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果①)

※以下は基準3に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準 (前回の検討会です 承いただいたもの)	指標 (前回の検討会にお いてお示し、課題を 踏まえ修正 (赤字箇 所) したもの)	魚種		
		サケ・マス	エビ	クロマグロ
1. 外国漁船によって 外国法令に反して I U U 漁業が行われる おそれが大きいもの	① I U U 漁業が確認 されている (海外の 政府レポートを詳細 に確認してリスク評 価)	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済 的影響報告書 (2021年) (米国下院委員会へ のUSITC報告) において、2019年の米国輸入 水産物について、幾つかのIUUリスク分析の 論文を用いた試算を実施。米国に輸入される 太平洋サケのうち、約9.3%がIUU由来である と推定。特に、ロシア産のカムチャッカ半島 のサーモンのベニザケのリスクが高いと報告。	SIMPに関する議会報告書 (2023) において、 以下の2点を報告。①SIMP違反及び報告データ への集中調査により、エビカメ法違反含め、 計約70トン (ベトナム・中国) のエビの輸入を 拒否したほか、②NOAA主導の2023会計年度中 の刑事・民事調査を通じ、 SIMP及びその他の漁業規制違反により、 中国からの輸入品計約18トンの押収を報告。 今後、米国議会において経過が報告される見込み	ICCATのIUU船舶リストにおいて、ICCATの 大西洋クロマグロ割当を持たない国籍不明船 による違法漁獲の報告。WCPFCにおいて、 IUU船舶リスト が作成されている。
2. 資源状況が悪い又 は地域漁業管理機関 (R F M O) 等によ る資源管理が行われ ている又は重量当 たり単価が高いもの	② - 1 漁獲量減少率が 20%以上※1	15%減	1%減	12%減
	② - 2 我が国周辺海域にて 地域漁業管理機関 (RFMO) 等による 資源管理措置が行わ れている。	NPAFC ・ 漁獲の禁止	-	WCPFC (太平洋クロマグロ) ・ 漁船登録 ・ 漁獲量制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲努力量と漁獲水準の報告
	② - 3 1 kg 当たり単価 (円 /kg) が高い (1,668 円以上) ※2	633	1,567	1,933
3. 日本に一定量以上 の輸入がなされてい る又は輸入が急増し ているもの	③ 輸入額が10億円 以上又は輸入額が1 億円以上で増加率が 20%以上※3	(2,836億円、32%増)	(2,239億円、27%増)	(785億円、26%増)
4. 法執行体制その他 の法施行準備の観点 から実行可能である もの	④ 他の制度で同様の 規制はない (国際的 な取り決めが進展 中) 等または輸入の 大半を養殖ものが占 める等で実効性が低 いものは除外	外為法で規制あり 養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の 実効性は低い	養殖物が輸入の大半を占めることから、 制度の実効性は低い	外為法で規制あり

※SIMP : Seafood Import Monitoring Program、NOAA : National Oceanic and Atmospheric Administration (商務省海洋漁業局)、外為法 : 外国為替及び外国貿易法、
USITC : United States International Trade Commission (米国国際貿易委員会)、NPAFC : North Pacific Anadromous Fish Commission (北太平洋溯河性魚類委員会)
ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (大西洋まぐろ類保存国際委員会)

（３）特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について（スクリーニング結果②）

指定基準 （前回の検討会で了承いただいたもの）	指標 （前回の検討会においてお示し、課題を踏まえ修正（赤字箇所）したもの）	魚種			
		カニ	メバチ	キハダ	タコ
1. 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの	① IUU漁業が確認されている（ 海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価 ）	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入されたワタリガニの28.4%、タラバガニの約16.3%がIUU由来であると推定。加工品についての試算なし。	WCPFCにおいて、IUU船舶リストが作成されている。	WCPFCにおいて、IUU船舶リストが作成されている。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入されたタコの約33.1%がIUU由来であると推定。加工品についての試算なし。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－1 漁獲量減少率が20%以上	17%増	12.7%減	32%増	0.5%増
	②－2 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	-	WCPFC ・ 漁船登録 ・ 漁船隻数の制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲物の保持	WCPFC ・ 漁船登録 ・ 漁船隻数の制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲物の保持	-
	②－3 1 kg当たり単価(円/kg)が高い（ 1,668円以上 ）	3,363	992	502	636
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	（749億円、25%増）	（645億円、19%増）	（512億円、61%増）	（486億円、44%増）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない（ 国際的な取り決めが進展中 ）等または輸入の大半を養殖ものが占める等で実効性が低いものは除外	外為法で規制あり（ロシア原産カニ）	外為法で規制あり	外為法で規制あり	他に同様の輸入規制は無い

※WCPFC：Western & Central Pacific Fisheries Commission（中西部太平洋まぐろ類委員会）
NPFC：The North Pacific Fisheries Commission（北太平洋漁業委員会）

（３）特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について（スクリーニング結果③）

指定基準 （前回の検討会で 了承いただいたもの）	指標 （前回の検討会において お示し、課題を踏まえ修正（赤字箇所）したもの）	魚種		
		ヒラメ・カレイ	シラスウナギ	アワビ
1. 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれが多いもの	① IUU漁業が確認されている（ 海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価 ）	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）において、米国に輸入されたヒラメの一部が、中国遠洋漁船がアフリカ西部沿岸域で漁獲したIUU由来であると推定。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書（2021年）において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。養殖用の水産物輸入（主にシラスウナギ）について、約29.0%がIUU由来であると推定。	SIMPIに関する議会報告書（2023）において、NOAA主導の2023会計年度中の刑事・民事調査を通じ、SIMP及びその他の漁業規制違反により、南アフリカからの輸入品10kgの押収を報告。今後、米国議会において経過が報告される見込み。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②－1 漁獲量減少率が20%以上	14%減	不明	51%減
	②－2 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われている。	-	-	-
	②－3 1 kg当たり単価(円/kg)が高い（ 1,668円以上 ）	1,024	1,652,500 ※ 4	7,551
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	（285億円、26%）	（167億円、330%増）	（104億円、48%増）
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない等（ 国際的な取り決めが進展中 ）等または 輸入の大半を養殖ものが占める等で実効性が低いものは除外	他に同様の輸入規制は無い	・ニホンウナギについては、4か国・地域での非公式協議による国際的な取り決めが進捗中 ・ヨーロッパウナギについては外為法で規制あり	養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い

(3) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について（スクリーニング結果④）

指定基準 (前回の検討会 で了承いただいたもの)	指標（前回の検討会 においてお示し、課 題を踏まえ修正（赤 字箇所）したもの）	魚種			
		ビンナガ	カラフトシシャモ	カジキ	カツオ
1. 外国漁船に よって外国法令 に反してIUU 漁業が行われる おそれが大きい もの	① IUU漁業が確認 されている（ 海外の 政府レポートを詳細 に確認してリスク評 価 ）	EUのIUU規則におけるカーディング制度に おいて、セネガルをレッドカードに指定。 ICCAT枠を超えたメカジキ（311トン）、 ビンナガ（579トン）の違法な洋上転載に よってEUへ輸出されたことにより、 非協力国として特定したと報告。	IUU由来水産物の米国輸入及び 漁業への経済的影響報告書 （2021年）において、養殖の 餌として用いられるシシャモの IUU漁獲物の割合は、3.9%と 推定。	EUのIUU規則におけるカーディ ング制度において、セネガルをレッド カードに指定。ICCAT枠を超えたメ カジキ（311トン）、ビンナガ （579トン）の違法な洋上転載に よってEUへ輸出されたことにより、 非協力国として特定したと報告。	WCPFCにおいて、IUU船舶リスト が作成されている。
2. 資源状況が 悪い又は地域漁 業管理機関（R FMO）等による 資源管理が行 われている又は 重量当たり単価 が高いもの	②－1 漁獲量減少率が20% 以上	0.1%減	67%減	9%減	117%増
	②－2 我が国周辺海域にて 地域漁業管理機関 （RFMO）等による 資源管理措置が行 われている。	WCPFC ・ 漁船登録 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲量と漁獲努力量の報告	-	WCPFC （メカジキ） ・ 漁船登録 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲量と漁獲努力量の報告	WCPFC ・ 漁船登録 ・ 漁船隻数の制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲物の保持
	②－3 1 kg当たり単価(円 /kg)が高い（ 1,668 円以上 ）	358	358	888	249
3. 日本に一定 量以上の輸入が なされている又 は輸入が急増し ているもの	③輸入額が10億円以 上又は輸入額が1億 円以上で増加率が 20%以上	(90億円、98%増)	(84億円、33%増)	(75億円、7%増)	(54億円、18%増)
4. 法執行体制 その他の法施行 準備の観点から 実行可能である もの	④他の制度で同様の 規制はない等（ 国際 的な取り決めが進展 中 ）等または輸入の 大半を養殖ものが占 める等で実効性が低 いものは除外	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	外為法で規制あり	他に同様の輸入規制は無い

(3) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果⑤)

指定基準 (前回の検討会で 了承いただいたもの)	指標 (前回の検討会にお いてお示し、課題を踏ま え修正 (赤字箇所) した もの)	魚種		
		アジ	サメ	キンメダイ
1. 外国漁船によっ て外国法令に反し てIUU漁業が行 われるおそれが大 きいもの	① IUU漁業が確認され ている (海外の政府レ ポートを詳細に確認して リスク評価)	IUU由来水産物の米国輸入及 び漁業への経済的影響報告書 (2021年)において、アフリ カでの中国漁船のアジの違法 操業の可能性を報告。また、 養殖の餌として用いられるア ジのIUU漁獲物の割合は、 23.4%と推定。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書 (2021年) (米国下院委 員会へのUSITC報告) において、アフリカ、南米海域の沿岸国が、中国漁船のサメ、 サメヒレの違法操業の取り締まりを報告。また、海洋HLPプロGRESSレポート (2024) において、スリランカ税関がサメヒレ (300キロ) の違法輸入を確認した と報告。さらに、SIMPに関する議会報告書 (2023) において、NOAAは7,590kg のサメ肉 (旗国不明) をSIMP違反で押収したことを報告。	NPFCにおいて、IUU船舶 リストが作成されている。
2. 資源状況が悪い 又は地域漁業管理 機関 (RFMO) 等による資源管理 が行われている又 は重量当たり単価 が高いもの	②-1 漁獲量減少率が20%以上	14%減	1034%増	308%増
	②-2 我が国周辺海域にて地域 漁業管理機関 (RFMO) 等による資源管理措置が 行われている。	-	NPFC ・ 漁船登録 ・ ヒレ切りの禁止 ・ 漁獲の船上記録 WCPFC ・ 漁船登録 ・ ヒレ切りの禁止 ・ 混獲の最小化と 安全なリリース	NPFC ・ 漁船登録 ・ 漁具の制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 禁漁期間の設定 ・ 禁漁区の設定
	②-3 1 kg当たり単価 (円/kg) が高い (1,668円以上)	249	143	不明
3. 日本に一定量以 上の輸入がなされ ている又は輸入が 急増しているもの	③輸入額が10億円以上又 は輸入額が1億円以上で 増加率が20%以上	(37億円、6%減)	(18億円、34%増)	(15億円、7%増)
4. 法執行体制その 他の法施行準備の 観点から実行可能 であるもの	④他の制度で同様の規制 はない等 (国際的な取り 決めが進展中) 等または 輸入の大半を養殖ものが 占める等で実効性が低い ものは除外	他に同様の輸入規制は無い	外為法で規制あり (ヨシキリザメ、アオザメ等除く)	他に同様の輸入規制は無い

出典
※ 1 「FAO FISHstat」より算出
※ 2 「海面漁業生産統計調査」(H24~R3年) 及び「漁業産出額」(H24~R3年)より算出。ナマコについては、R元~R3年で算出
※ 3 「水産物輸出入実績」(2018年~2022年) 及び「貿易統計」(2019年~2022年)より算出。
※ 4 「ウナギをめぐる状況と対策について (令和5年12月)」(水産庁栽培養殖課)より算出

(4) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証結果について

以上の結果を22頁の検証の手順に従ってまとめると、以下のとおりとなる。

手順1：基準1の指標の該当性について

- スクリーニングの結果を踏まえると、魚種毎の我が国に影響を与えうるIUU漁業リスクは以下のように分類できる。

① リスクの可能性はあるがその度合いが不明（前頁までの表中、黄色で表示）

IUU漁業由来のものが一定程度あると推定されている又はRFMOのIUU船舶リストが作成されている（漁獲魚種は不明）ものの、具体のIUU漁業違反事案が報告されていないもの

→ サケ・マス、クロマグロ、カニ、メバチ、キハダ、タコ、ヒラメ・カレイ、シラスウナギ、カラフトシシャモ、カツオ、アジ、キンメダイ

② リスクはあるが我が国に与える影響が不明（前頁までの表中、オレンジ色で表示）

IUU漁業に関連する違反事案等が確認されているものの、違反が軽微又は違反漁船の旗国から我が国への輸入実態がほぼない等により、我が国に与える影響が不明なもの

→ アワビ、ビンナガ、カジキ

③ 我が国への影響も含めリスクが高い可能性（前頁までの表中、赤色で表示）

IUU漁業に関連する重大な違反事案等が確認されており、違反漁船の旗国から我が国への輸入実績が多いもの

→ エビ、サメ

手順2：基準2～4の指標の該当性について

- 基準2～4の指標全てに該当する魚種は以下のとおり。

→ ビンナガ、カラフトシシャモ、カツオ、キンメダイ

※ 上記のほか、ヨシキリザメ、アオザメ等についての基準3の指標該当性は、関税コードが分かれておらず統計データがないため判断できない。

手順3：手順1、2の結果を踏まえた検証結果について

- 手順1、2の結果をまとめると以下のとおり。

① 手順1で高リスクと判断され、手順2で全ての基準の指標に該当する魚種

→ なし。ただし、ヨシキリザメ、アオザメ等については、基準3の指標該当性が確認されると該当することとなる。 ※ 27頁の表中、赤枠で表示

② 手順1で高リスクと判断されたものの、手順2で一部の基準の指標にしか該当していない魚種、及び、手順1で中程度のリスクと判断されたものの、手順2で全ての基準の指標に該当する魚種

→ エビ、ビンナガ ※ 23、26頁の表中、オレンジ枠で表示

③ その他の魚種 → 上記以外の今般スクリーニングした全ての魚種

以上を踏まえると、今般の対象魚種の検証結果は以下のとおりとしたい。

① 直ちに新たな対象魚種に指定する方向で検討する魚種はない。

② ただし、ヨシキリザメ、アオザメ等については、指定基準の指標への該当が確認されれば、関係者の意見を聞きつつ、対象魚種への指定に向け、規制実施の実効的な方法等の検討を進める。

③ エビ、ビンナガについては、リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視。

④ それ以外の魚種については、リスクの度合い等関心を持って情報収集に努める。

Ⅲ．海外におけるIUU漁業由来水産物に係る 流通規制強化への対応について

(1) EUの漁獲証明制度の改正の概要について

- 2024年1月、欧州連合規則（2023/2842）により、IUU規則（1005/2008）を含むEUの共通漁業政策が改正され、EU市場に流入する水産物のトレーサビリティ強化及び電子化のため、EUへの輸入時に添付が必要な漁獲証明制度等について、制度の見直しが行われた。なお、改正内容の施行は、2年間の経過措置後の2026年1月10日。

(主な改正内容)

- ① トレーサビリティの強化及び表現の適正化のための漁獲証明書様式の変更（記載項目欄の追加等）

Box2：「漁具」欄の追加

Box3：「漁獲海域（FAO海域 / EEZ・公海 / 関係する地域漁業管理機関）」欄の追加

Box5：「漁船の船長又は漁業許可保有者のサイン」欄における押印欄削除

Box7：第三国の港湾転載等における「水揚げ」欄の追加
輸送経路：「目的地」欄の追加

ANNEX II European Community Catch Certificate and Re-export Certificate			
EUROPEAN COMMUNITY CATCH CERTIFICATE			
Document number		Validating authority	
1. Name	Address	Tel. Fax	
2. Fishing vessel name	Flag - home port and registration number	Call sign	IMO number or, if not applicable, other unique vessel identifier (if applicable)
Fishing licence No - valid to	Issued on No. Fax No. Telephone No. E-mail address (if issued)		
3. Description of product	Type of processing authorised on board	4. References to applicable conservation and management measures	
Species	Product code	Catch area(s) and catch date(s) (from - to)	Estimated weight to be landed (kg)
		Estimated live weight (kg)	Verified weight landed (kg) when appropriate

EUROPEAN UNION EUROPEAN COMMUNITY CATCH CERTIFICATE			
Document number		Validating authority	
1. Name	Address	Telephone Fax	
2. Fishing vessel name	Flag - home port and registration number	Call sign	IMO number or, if not applicable, other unique vessel identifier (if applicable)
Fishing licence no - valid until	Mobile satellite service no Telex no Telephone no Email address (if issued)		
3. Description of product	Type of processing authorised on board	4. References to applicable conservation and management measures	
Species	Product code	Catch area(s) and catch date(s) (from - to)	Estimated weight to be landed in kg
		Net catch weight in kg	Verified weight landed (net catch weight in kg)

出典：EUホームページ

- ② 加工申告書の運用強化

採捕した**旗国が加工**（船上加工・施設加工）**する場合も、加工申告書の添付を義務化**

- ③ EUの電子システム「CATCH」使用の義務化

EU域内の輸入業者及びEU加盟国政府機関の「**CATCH**」**使用を義務化**。なお、EU非加盟国が紙の証明書を発行した場合、EU域内の輸入業者がCATCHに情報を手入力する必要

(2) EUの漁獲証明制度の改正を踏まえた水産流通適正化制度の対応方向について

我が国の特定第二種水産動植物に係る水産流通適正化制度は、EUの漁獲証明制度を参考に制度検討がされており、事業者の負担軽減の観点から、適法漁獲証明書等の様式についてもEU制度の様式を参考としている部分も多い。このため、今般のEU規則の改正を踏まえ、我が国の制度についても運用の見直しを検討することが必要となっている。



今後の対応の方向性

○ 改正内容①について

EUの漁獲証明書様式の変更に合わせて、水産流通適正化制度に基づく適法採捕証明書様式を変更（相手国と二国間協議が必要）した場合、事業者にとってはEU向けと日本向けで様式が統一されることとなり、円滑な国際流通には資することとなる。

他方、記載項目の追加により、我が国が証明書を発行するケースでは現場負担が増加する。今後、EUの規則改正の動向を見極めつつ我が国の運用方針を検討する必要。

○ 改正内容②について

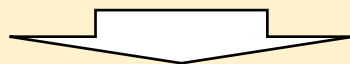
加工申告書についても、EUの改正の背景を確認した上で、我が国の運用方針の見直しを検討する必要。

○ 改正内容③について（EU漁獲証明制度の枠組みにおける検討事項）

我が国のEU向け輸出業者に無用な手間が増えないよう、将来的にCATCHとの連携も念頭に検討する必要。

現在の対応と今後の方向性

- 流通段階における国際的なIUU漁業対策の枠組みとして、我が国やEUが導入している輸入規制制度に対し、その類似制度の新たな創設の検討を含めた諸外国からの関心が高まっている。



引き続きこうした国に対し、我が国制度の理解を促進することにより、制度の円滑な運用を働きかけるとともに、これらの国の新たな制度検討に当たっては、制度の整合性が図られるよう努めていく。

(主な実績)

- 2023年 2月 第23回インド国際シーフードショー講演
外務省交流事業による南米行政官招へい研修プログラム（Juntos!）参加者10名
JICA IUU漁業対策国別研修（チュニジア）
- 10月 水産庁事業による太平洋島嶼国及びアフリカ諸国の水産行政官研修 研修生 5 名
- 11月 外務省交流事業による南米行政官招へい研修プログラム（Juntos!）参加者 5 名
- 12月 インドネシア海洋水産省水産物品質管理監督庁訪日研修
- 2024年 2月 JICA IUU漁業対策国別研修（チュニジア）
- 9月 RPOA-IUU（インドネシア周辺国間のIUU漁業対策の枠組み）参加者約20名
水産庁事業による太平洋島嶼国及びアフリカ諸国の水産行政官研修 研修生 4 名
- 10月 SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）ワークショップ

※この他、制度の見直しを検討している米国や豪州との非公式の情報交換も実施。

IV. その他

IV. その他 (人権問題について)

人権を巡る状況について

- 水産分野における強制労働については、国際的な問題となる事案が指摘されている状況。本年9月のG7農業大臣声明でも漁業及び養殖業における人権尊重を求めるなど、国際的な動きが加速。
- 流通段階における対応が求められる中、企業が人権侵害の疑いのある水産物を調達することによる人権への負の影響（人権侵害リスク）を避けるため、人権に関するデューディリジェンスを促進することが重要。

(G7農業大臣声明仮訳抜粋) 我々は、公平な競争条件と公正な競争を確保するため、漁業・養殖業セクターにおける人権及び労働、社会、経済、環境における基準の尊重を求める。

責任あるサプライチェーン等における
人権尊重のためのガイドライン

令和4年9月
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省
庁施策推進・連絡会議

- ・ 国際機関による人権に関する指針等について、日本版ガイドライン策定の要望を踏まえ、**令和4年9月**に公表

- ・ 企業による自主的な人権尊重の取組を加速させるため、企業活動における負の影響を特定・評価し、企業が社会的責任を果たしていくための指針

食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

令和5年12月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

- ・ サプライチェーンが多い食品産業向けに、より平易かつポイントを絞った手引きを**令和5年12月**に公表
- ・ 企業が実際に取り組めるような実践例や様式等を掲載するとともに、取引先に求められた際にも利用できるよう、何故取組が必要なのか等を解説